

(3) 企画業務型裁量労働制（法第38条の4）

労使委員会を設置し委員の5分の4以上の多数により次の事項について決議をし、かつ、使用者がその決議を所轄労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者をその事業場の対象業務に就かせたときは、その決議で定めた時間を労働したものとみなすことができます。

- ①対象業務：企画、立案、調査及び分析の業務であって遂行手段等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務（注1）
- ②対象労働者の具体的な範囲：対象業務を適切にこなせる知識・経験等を有する者
- ③みなし労働時間：1日当たりの時間数（注2）
- ④対象労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置
- ⑤対象労働者からの苦情の処理に関する措置
- ⑥対象労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと
- ⑦決議の有効期間（3年以内とすることが適当）
- ⑧記録の保存（④⑤⑥に関する記録を決議の有効期間中及びその後3年間保存）及び労働者への周知

（注1）対象業務は、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務です。

（注2）労使委員会では、対象労働者に適用される1日のみなし労働時間を決議する必要があります。みなし労働時間を決議するに当たっては、対象業務の内容を十分検討するとともに、対象労働者に適用される評価制度及び賃金制度について使用者から十分な説明を受け、これを理解した上で、適切な水準のものとなるよう決議することが必要です。なお、みなし労働時間が適用されても、深夜業、休憩、休日についての労働基準法の規制は適用されることに注意しなければなりません。

○ 留意事項

ア 対象事業場の考え方

事業運営上重要な決定が行われる事業場に限定されませんが、いかなる事業場においても企画業務型裁量労働制を実施できるということではなく、対象業務が存在する事業場においてのみ実施することができます。

イ 対象業務とは、企画、立案、調査、分析を相互に組み合わせて行う業務であって、それぞれ独立して行うものは対象となりません。また「企画課」、「調査課」といった部署ごとに命じられる業務でなく、遂行方法を労働者の裁量にゆだねる必要がある業務で、使用者から個々の労働者が広範な裁量によって遂行を命じられたものが対象となります。

ウ 対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、すべてのホワイトカラーが含まれるものではありません。また対象労働者は、「対象業務を適切に遂行するため必要となる具体的な知識、経験等を有する労働者」に限られることとなるので、労使委員会の決議により、対象労働者に必要な職務経験年数、職能資格等の具体的基準を明らかにする必要があります。

エ 労使委員会は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 事業場の労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対して当該事項について意見を述べることを目的とする委員会であること。
- ② 委員の半数については、過半数労働組合又は労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名されていること。
- ③ 委員の招集、定足数、議事その他労使委員会の運営について必要な事項に関する運営規程を労使委員会の同意の上策定すること。
- ④ 開催の都度、議事録を作成・保存（3年間）し、作業場への掲示等により労働者に周知すること。

オ 企画業務型裁量労働制導入の流れ

- ① 対象事業場であるか、対象業務があるか、対象労働者がいるかを確認する。
- ② 労使委員会の設置に先立ち、労働組合などと事前に話し合いを行う。
- ③ 労使委員会の委員の半数については所定の手続きにより指名されていること。
- ④ 労使委員会の5分の4以上の多数により所定の事項を決議し、「企画業務型裁量労働制に関する決議届」を所轄労働基準監督署長に届け出る。
- ⑤ 決議に基づき労働者の同意を得る。

カ 使用者は、決議が行われた日から起算して6か月以内に1回、以下の事項について定期的に所轄労働基準監督署長へ「企画業務型裁量労働制に関する報告」を行うことが必要です。

- ① 対象労働者の労働時間の状況
- ② 対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況

キ 次の場合には、それぞれの事項に関する労使協定を締結する代わりに、労使委員会の決議によることができます。

- ① 1箇月単位の変形労働時間制（第32条の2第1項）
- ② フレックスタイム制（第32条の3）
- ③ 1年単位の変形労働時間制（第32条の4第1項および第2項）
- ④ 1週間単位の変形的変形労働時間制（第32条の5第1項）
- ⑤ 一斉休憩の適用除外（第34条第2項ただし書）
- ⑥ 時間外労働・休日労働（第36条第1項）
- ⑦ 事業場外労働制（第38条の2第2項）
- ⑧ 専門業務型裁量労働制（第38条の3第1項）
- ⑨ 計画年休（第39条第5項）
- ⑩ 年休期間の賃金の支払方法（第39条第6項ただし書）

ク 本制度を採用する場合でも、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせる場合は、36協定の締結および所轄労働基準監督署長への届出が必要であり、時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）が適用されます。また、年少者については1日8時間1週40時間の法定労働時間を超えることはできません。

企画業務型裁量労働制に関する決議届

決議届記入例

事業の種類	事業の種類	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
その他の事業	株式会 本社事業場	市〇〇町1-2-3 (〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	256
業務の種類	労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)	労働者数	決議で定める労働時間
企画部で経営計画を策定する業務	入社7年目以上、職務の級が主事6級以上	10	8時間
人事部で人事計画を策定する業務	入社7年目以上、職務の級が主事6級以上	10	8時間
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)	2か月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行う。(IDカード)		
労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置	毎週1回、総務部に裁量労働相談室を開設する		
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無			(有)・無
労働者ごとの、労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意に関する記録を保存することについての決議の有無			(有)・無
決議の成立年月日	平成〇年3月23日	決議の有効期間	平成〇年4月1日から〇年3月31日まで
委員会の委員数	運営規程の有無	委員会の同意の有無	運営規程に含まれている事項
10	(有)・無	(有)・無	開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項 委員会への情報開示に関する事項
氏名	任期を定めて指名された委員	氏名	その他の委員
〇〇〇〇〇	1年	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇	同上	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇	同上	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇	同上	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇	同上	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名を記入すること。
 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票)の職名を記入すること。
 使用権者 株式会社 常務取締役

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
- 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。
- 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

企画業務型裁量労働制に関する報告

報告期間	平成〇〇年 3 月から 〇 年 8 月まで
------	-----------------------

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	事業の健康及び福祉を確保する措置の実施状況
その他の事業			
	〇〇株式会社 本社事業場	〇〇市〇〇町1-2-3 (〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
業務の種類	労働者の範囲	労働者数	労働者の労働時間の状況 (労働時間の把握方法)
経営計画の策定	企画部で、入社7年以上、主事6級以上	10	平均9時間、最長12時間 (I Dカード) 特別健康診断の実施 (〇年〇月〇日)
人事計画の策定	人事部で、入社7年以上、主事6級以上	10	平均9時間、最長14時間 (I Dカード) 特別健康診断の実施 (〇年〇月〇日) 特別休暇の付与
	()	()	
	()	()	
	()	()	

平成〇〇年 9 月 11 日

使用者 職名 〇 〇 株式会社 常務取締役
 氏名 〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇〇 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の範囲」及び「労働者数」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲及びその数を記入すること。
- 3 「労働者の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的なもの及び最長のものの状況を具体的に記入すること。また、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に()内に記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置として講じた措置の実施状況を具体的に記入すること。